

中 総 第 2 2 号
令和元年7月25日

中津川市個人情報保護審査会 会長

中津川市長 青 山 節 児

諮 問 書

中津川市個人情報保護条例（平成11年中津川市条例第17号）第6条第2項第2号及び同条第3項第7号並びに第7条第1項第4号の規定により、下記の事項について貴審査会の意見を求めます。

記

諮問第4号

旧優生保護法に関する個人情報の岐阜県からの収集及び提供について

事務局	中津川市総務部総務課 稲熊
電話	0573-66-1111 内線 441
FAX	0573-66-0634
Mail	gyousei@city.nakatsugawa.lg.jp

諮問第4号

旧優生保護法に関する個人情報の岐阜県からの収集及び提供について

1 実施機関

市長

2 収集する個人情報の種類

岐阜県の保有する優生保護審査会議事録等において個人名が確認できる者のうち、当時中津川市の住民基本台帳に登録されていたと思われる者の氏名、生年月日、性別、本籍、住所等

3 提供する個人情報の種類

岐阜県の保有する優生保護審査会議事録等において個人名が確認できる者のうち、当時中津川市に在住していたと思われる者の現住所、現在の氏名、住民登録の有無、住民登録が無い場合にあってはその理由

4 諮問案件の詳細

岐阜県は、旧優生保護法に基づく優生手術に関する岐阜県保有資料に記載されている者について、実施機関に対して照会を行い、その回答をもって当事者本人へ救済の対象となり得る旨の通知を行う予定である。

上記照会に回答するにあたり、個人情報保護条例の下記の事項に抵触する可能性がある。

(1) 個人情報保護条例第6条第2項の規定により、実施機関は社会的差別の原因となる個人情報を収集し、又は保管してはならない。

(2) 個人情報保護条例第6条第3項の規定により、実施機関は個人情報を本人から直接収集しなければならない。

(3) 個人情報保護条例第7条第1項の規定により、実施機関は個人情報を外部提供してはならない。

上記の制限について、個人情報保護条例第6条第2項第2号及び同条第3項第7号並びに同条例第7条第1項第4号に基づき、実施機関が審査会の意見を聴いて、公益上特に必要があると認めた場合は制限が解除されるため、中津川市個人情報保護審査会に意見を求める。

5 業務の目的

岐阜県の照会に回答することにより、旧優生保護法に基づく優生手術に関する岐阜県保有資料の存在について市内の対象者に通知が行われるため、適切に救済を受ける機会を提供することができる。

6 根拠資料等

中津川市個人情報保護条例（平成11年中津川市条例第17号）